

北広島市子ども医療費助成制度について



■対象となる方・助成内容

北広島市に住民登録のある0歳から中学生までの子ども

※15歳になる年度の3月31日まで

対象者	助成内容
0歳～中学生	通院・入院及び指定訪問看護 (中学生の通院は、平成30年4月診療分から)

注意 保育園や学校内でのケガ等により「日本スポーツ振興センター」から医療費が助成される場合は、子ども医療の助成対象外となりますので、受給者証を使用することができません。

■自己負担額

1.受給者証に「子初」と表示されている場合

「小学校就学前まで」の方と「小学生・中学生で市民税 非課税世帯」の方

初診で受診した場合の初診時一部負担金

内科・・・580円 歯科・・・510円 柔道整復等・・・270円（就学前の場合は掛かりません）

なお、期間内に就学する子で、課税世帯の場合は子課の表示ですが、3月までは初診時一部負担金のみです。

★「小学校就学前児童」が北広島市内で受診した場合に限り、無料です。

2.受給者証に「子課」と表示されている場合

「小学生・中学生で市民税 課税世帯」の方

総医療費の1割

月の限度額：通院（平成30年7月診療分まで）14,000円

（平成30年8月診療分から）18,000円

※8月～翌年7月の年間限度額144,000円（年間限度額は変わりません）

入院 57,600円 ※多数回該当 44,400円

3.受給者証の表示「子初」「子課」共通

指定訪問看護を受けた場合

訪問看護療養費の1割

月の限度額：非課税世帯 8,000円

課税世帯（平成30年7月診療分まで）14,000円

（平成30年8月診療分から）18,000円

課税世帯の方の限度額は、医療費と訪問看護利用料を合算します。

◎医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断書・容器代・入院時の食事代・病衣代など）は全額自己負担となります。

■医療費の助成方法

- ◎ 受給者証は道内の医療機関で使用できます。窓口で精算が終わりますので、市役所での手続きは不要です。
- ◎ 医療機関の窓口で受給者証を提示できなかった場合や、道外の医療機関を受診した場合は、いったん総医療費の2割（未就学児）または3割（小学生以上）を支払い、後日、領収書（保険点数が記載されているもの）・印鑑・受給者証を持参し、助成申請をしてください。
その場合、端数処理の関係で実際の窓口支払額と10円未満の違いが発生する場合があります。

■1か月の自己負担が限度額を超えた場合（子課の方）

同じ受給者が同じ月内に、医療機関で支払った自己負担額（1割）が限度額※を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。なお、限度額は、医療費と訪問看護利用料を合算します。

限度額※ 入院：1か月57,600円

（過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から44,400円）

通院：1か月 平成30年7月診療分まで14,000円、平成30年8月診療分から18,000円
（8月から翌年7月までの年間限度額144,000円）

■認定の申請に必要なもの

- ①子どもの健康保険証
 - ②保護者名義の預金通帳（または銀行名・支店名・口座番号の記載されたメモ）
 - ③生計維持者の所得課税証明書、道民税市民税特別徴収税額通知書、道民税市民税の納税通知書のいずれか（北広島市に1月1日現在、住民登録がない場合に必要です）
- なお、1月～7月の申請の場合は、前年度の所得課税証明書等が必要となります。

■所得制限

生計維持者の所得が下表の額以上の場合、受給資格の対象となりません。（平成24年6月改正）

扶養親族人数	0人	1人	2人	3人
所得額	6,220,000円	6,600,000円	6,980,000円	7,360,000円
給与収入額の目安	8,333,000円	8,756,000円	9,178,000円	9,600,000円

（扶養親族1人につき、所得38万円が加算されます。）

■お願い

住所や口座、加入している健康保険などが変更となった場合には、忘れずに変更の届け出を行ってください。また、転出する方は、資格喪失の届け出と受給者証の返還をお願いします。

高額療養費について（お願い）

保険診療にかかる1か月の自己負担額が高額療養費の限度額を超えた場合、加入している医療保険から給付を受ける場合があります。

子ども医療受給者の場合には、高額療養費を含む自己負担額を北広島市が医療機関に支払っています。直接、医療保険から受給者の皆さんに支給された場合には、高額療養費を市へ納めていただくことになります。

重度心身障がい者等通院

交通費助成のお知らせ

お子さまが、特定疾病療養受療証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病受給者証、ウイルス性肝炎進行防止・橋本病重症患者対策医療受給者証、障害者自立支援法に該当する医療受給者証をお持ちの場合は、通院交通費助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 北広島市保健福祉部保険年金課医療給付担当（TEL372-3311）

（平成30年8月改訂）

